

## 耕地の分散とその変化

浮田典良

## 一、はじめに

わが国の耕地は、一筆の面積がきわめて小さい。昭和二十四年の調べによれば、土地台帳の一筆平均面積は、内地では田五・七畝、畑五・四畝にすぎない（ただし北海道では田八七・二畝、畑一一七・〇畝と、桁違いに大きい）。その上、一つの農家の経営する耕地は、村内の一個所に集中せず、幾個所にも分かれて他人の経営耕地と交錯しつつ、著しく分散している。昭和二八年の農林省調べによれば、全国（ただし北海道を除く）平均、一戸当たりの団地数は五・八六団地、一団地当たり面積は一四・三畝、一団地当たり筆数は二・五〇筆である（団地とは、地続きの経営耕地の一団であって、他人の経営耕地や鉄道・道路などによって分断されることなく、連続して一圃場となり、一作業単位となる耕地をいう。ただし、小さな農道・水路や自己所有の狭い原野が間にある場合は、分離されているとは見做されない）。つまり、内地の農家は、筆数にして二・五筆、面積にして一四・三畝の耕地群を（それは田のみで成る場合も、畑のみで成る場合もあり、田・畑ともを含む場合もある）、五・八六個所に分散させて経営しているのである。さらに一九六〇年世界農林業センサスの際の調査では、内地では一戸当たり五・二三団地（一団地一四・八畝）、北海道では二・三九団地（一団地一四八・二畝）となり、昭和二八年にくらべるとわずかながら分散の度合が減少しているが、これは農地交換分合の成果が幾分なりとも

反映しているものと見做し得るであろう。

このような経営耕地の分散状況は、しかしながら、経営規模の階層によって異なり、地方によっても違いがある。<sup>(4)</sup> また、集村と散村をくらべると、集村の方が耕地分散が著しく、散村では耕地を屋敷のまわりに集団化しやすい。<sup>(5)</sup> また分散が歴史的に規定されたものであることは、北海道の団地数が内地の半分以下、一団地面積が一〇倍という事実から明らかである。歴史の古いヨーロッパ諸国でも全般に耕地分散が著しく、近年その集団化がおし進められている。<sup>(6)</sup>

ところで耕地分散について考える場合、次の三つの視点からとらえることができるであろう。

第一は、分散がいつごろから、いかなる理由によって生じたかという問題である。

第二は、分散が農業経営的、農村社会的にいかなる機能を持っているかという問題である。

第三は、分散を是正するための交換分合の条件やその成果に関する問題である。

現実には、この三つの問題点は互に交錯して提起されることが多いが、第二・第三の問題については、戦後の交換分合に関連して多くの調査報告が出ているし、地理学の側からもこの問題の実証的研究が行なわれており、<sup>(7)</sup> 最近では、交換分合は耕地整理・土地改良と合わせて行なわれる場合が多いので、それらを総合した「耕地整備」の問題として<sup>(8)</sup> もとりあげられている。

第一の、分散の要因に関しては、永友繁雄氏<sup>(9)</sup>は経済的要因、社会的要因、農業経営的要因に大別し、また岡本兼佳氏は耕地制度、土地所有関係、村落形態の面から、それぞれ種々の点を指摘しているが、それらのうち、主要と思われる点を列記すれば、次の如くである。

一、耕地条件の差……地味、水利、災害など、耕地の条件に地域的な差がある場合には、農家は耕地を分散的に経営した方が、作柄の豊凶が平均化され、農繁期の労働配分にも好都合である。

二、集村形態……たとえ耕地条件に大きな差がなくとも、集村という村落形態そのものが耕地分散をある程度余儀なくする。屋敷から耕地までの遠近を平均化しようとするれば、村落から近い耕地と遠い耕地とを共に経営せねばならない。

三、古い土地制度……たとえば近世に定期的な土地割替制度の行なわれたところでは、その影響によって耕地の分散が著しい。

四、階層分化および地主制……資本主義の発展に伴い、困窮した零細農は耕地を少しづつ売却し、しだいに地主・富農層の手に集中した。富農層は条件のよい耕地を選んで作り、小作・零細農は、たとえ条件の悪い耕地でも分散的に借受けて耕作せねばならなかった。高率小作料取得を目ざす地主は、貸付地を多数の小作人に分散的に貸付け、また地主は、土地改良・耕地整理には熱意を示しても（小作料の安定・増徴を期待し得たが故に）、小作人の経営耕地の集団化には何ら意を用いなかった。

五、相続・分家……農家の二・三男が分家する場合、耕地を公平に配分する目的で、種々の耕地条件を勘案して分配したため、分散化した。

六、労働手段の劣悪……経営規模が小さく、しかも主として人力に依存し、畜力・機械力の利用が少なかったため、あえて集団化する必要が少なかった。

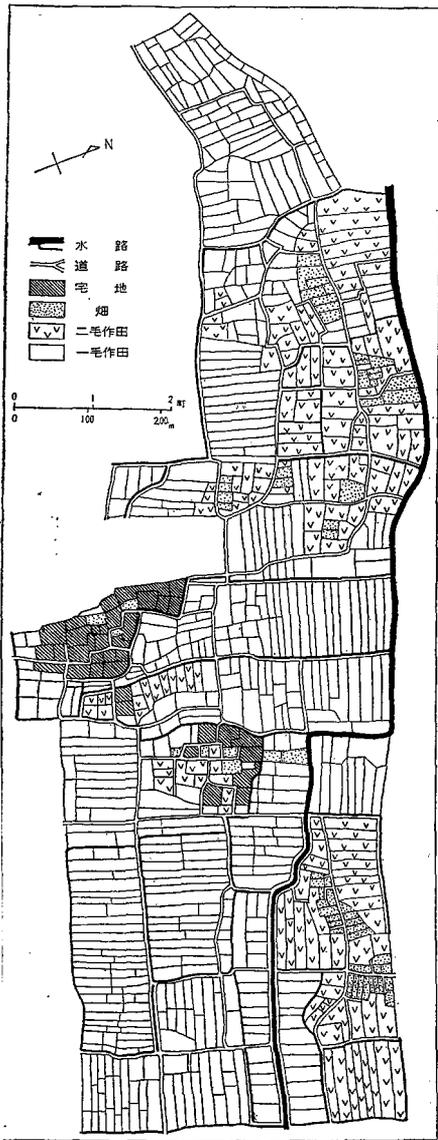
ほぼ以上の如くであるが、これらの中には、分散要因として問題となる時期に時代的な差があるものも含まれ、ま

た六、の如きは分散の要因というよりも、集団化せずに済んでいた条件といった方が適切であろう。また、一、の災害条件の差にもとづく分散、すなわち危険分散や、労働配分の問題にしても、生産力の発展のきわめて低かった時代と、高まった段階とでは、意義が変ってくるのであって、これらの諸要因は、それぞれ別個にはなく総合的に、且つ歴史的に規定されて作用すると思えねばならぬ。しかしながら、その場合、予め明らかにして置かねばならぬことは、江戸時代（明治）大正さらに昭和と、時代を下るに従って、耕地の分散状況は、果して激化してきたのであろうか、あるいは逆に軽減してきたのであろうか、ということであろう。仮に明治前期を起点として、それ以後の分散状況を辿る場合、もし激化してきたとするならば分散の要因は、明治以後に生じた現象に主として求めねばならぬであらうし、逆に軽減してきたとするならば、江戸時代の分散状況が根底に強く作用していると思えねばならぬであらう。

本稿の目的は、江戸時代から現代に至るまでの、耕地の分散度の変化を、不完全ながらも推測することによって、この問題に解明の手がかりを与えることにある。そのために、三重県松阪市古井と、滋賀県草津市吉田の二村落を、事例としてとりあげた。

## 二、松阪市古井の例

第一の事例としてとりあげる松阪市古井は、松阪市街の東方約一里にある戸数約三〇戸の農村で、櫛田川本流の西約六町、伊勢湾沿岸の塩田で知られた西黒部の内陸側に位置する。もとは旧朝見村の一大字であったが、昭和二三年松阪市に合併された。筆者がここを最初に訪れたのは、昭和三〇年一月、藤岡謙二郎教授を中心とする櫛田川流域の



第1図 松阪市古井の概要(明治8年)

共同調査の際であつたが、その際古文書の所在を知つたので、その後三〇年三月と三一月七月の二回に亘つて、ここで土地所有の変化に関する調査を行なつた。

ここには、享保一三年の検地帳や、明治八年の「地所一筆限地価改帳」、およびそれに先立つ明治六年の「現地反別一筆限取調帳」などが残っている。<sup>(12)</sup>この六年の取調帳には、享保十三年検地帳のどの土地が明治の地番の何番に当たるかを、対照して書いてあり、そして明治六年の地番は今でも変わっていないので、享保検地帳の一筆一筆が現在のどこに当たるかをおさえることができる。また八年の地価改帳には、通常の記載事項のほかに、田については一毛作田、二毛作田の別、後者はさらに麦を植えたか菜種を植えたか、また畑については、主に綿を播いたか、大豆を播いたか、といったことが推察できる記載があり、興味深い。<sup>(13)</sup>

この地価改帳と、その後の地籍図によって、明治八年のこの村の状況を示すと第1図の如くである。字域は東西に長く、東の方は条里制の地割がみとめられるが、西は不規則な地割であり、大化以後開拓されたものと思われる。反別は屋敷一町七反七畝、田四四町三反一畝、畑一町九反三畝で、田と畑の比率は九六対四と、圧倒的に田が多い。田のうち一一町五反七畝(二六%)が二毛作田で、他は一毛作田である。屋敷・畑・二毛作田が分布するのは、北方の西黒部から続く何列かの微高地上であり、櫛田川下流左岸に形成された古い砂堆列の名残りかと思われる。地価改帳にあらわれる耕地所有者は二九人であるが、壬申戸籍の戸数もやはり二九戸である。これら二九戸の土地所有の規模は比較的平均化し、ことに大規模なものは少なく、一町五反前後のものが主である。最大は三町七反三畝の田畑を持つ家であるが、これは江戸時代の庄屋であり、また松阪商人とも関係があつて、この家の次男が江戸の大坂屋という店を代々継いでおり、庄屋自身も江戸に出かけていたことが多く、あまり村には居なかつたという。ともかく階層はあまり分化していなかつたわけである。ところが、明治以降、階層分化が進行し、農地改革前には、所有反別に大きな開きが生じていた。大いに増加して地主化したものもあれば、減つたいたものもあり、中には全然なくなつて純小作農になつていたものもあつた(さらに、離村したり家が絶えたりしてなくなつた家が七戸、一方明治八年以後、分家や転入によって加わつたのが六戸ある)。それが、農地改革の結果、再び平均化して、現在に至つていゝ。このような土地所有上の動きを、家毎に示せば、第1表の如くである。

このような動きに着目して、

- 一、農地改革前四町八反といふこの地区最大の地主であつて、改革後は二町一反に減つてゐる、農家5番
- 二、農地改革前後とも二町三反弱で、農地改革の影響を受けなかつた、農家22番

第1表 各農家の所有耕地面積の変遷

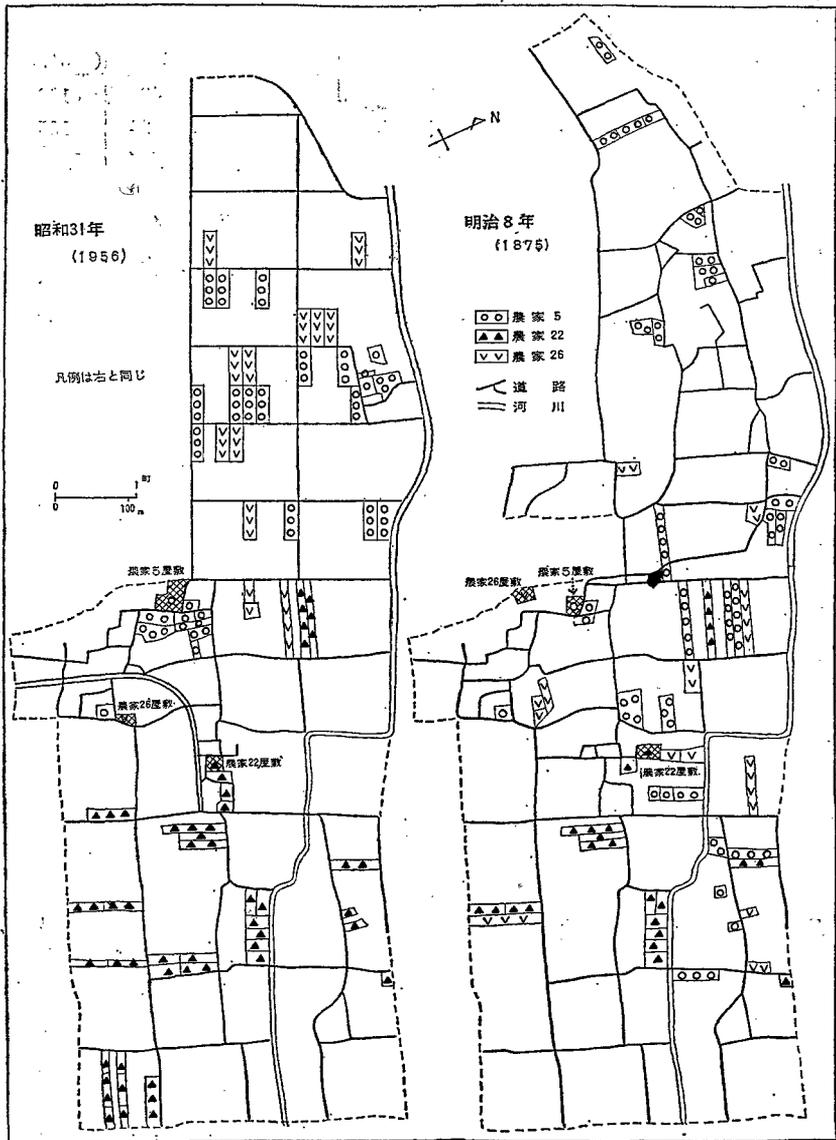
農家番号	明治8年	農地改革前	改革後(昭31.7)
1	373畝	421畝	132畝
2	285	24	155
3	229	不在	不在
4	225	0	179
5	205	480	210
6	201	40	134
7	188	297	216
8	184	6	188
9	179	351	227
10	173	不在	不在
11	173	不在	不在
12	171	103	179
13	171	74	103
14	168	47	183
15	166	158	185
16	147	102	152
17	138	61	87
18	118	30	112
19	112	不在	不在
20	97	94	158
21	96	216	210
22	95	229	229
23	88	不在	不在
24	80	38	81
25	80	3	121
26	71	0	127
27	62	4	4
28	49	不在	不在
29	16	不在	不在
30	不在	74	114
31	不在	39	204
32	不在	25	88
33	不在	17	188
34	不在	2	76
35	不在	0	77

農地改革前と改革後には、隣接の大宮田・西野々への出作分を含むが、明治8年には含まれない。

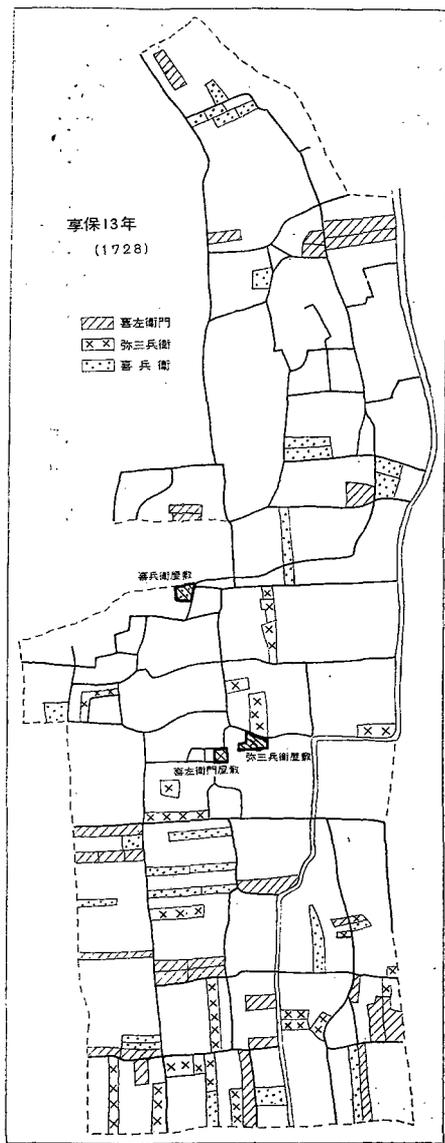
三、農地改革前は純小作農で、今は一町三反ほど持っている、農家26番

の三戸をサンプルにとり出した。まずそれらの明治8年における耕地分布を示すと、第2図の右側の図の如くであった、かなり分散していることが判る。さらに、同じ農家の現在の耕地は、同図の左側の図に、同じ記号で示した如くである。この地区では太平洋戦争前、字域西部の、面積にして五分の二程度に当たる地域に耕地整理が施され、長方形の整然たる区画が連なっているが、明治8年とくらべてみると、現在の方がかなり分散度が軽減している。次に享保十三年の検地帳<sup>(4)</sup>における一町二町層八戸の中から、サンプルとして任意に選んだ喜左衛門、弥三兵衛、喜兵衛の三人の名請地を、それぞれ、明治六年の「現地反別一筆限取調帳」を仲介にして明治の地番にあてはめて示すと、第3図の如くなるが、これは明治8年以上に著しく分散している。

このような享保——明治——現在という三つの時期の分散状況の変化を、ある程度定量的に示したのが、第2表である。この表のうち、分散度を示す指標となるのは一団地面積であるが、各期の三戸平均をみると、享保では七・五



第2図 明治8年, 昭和31年における農家 5, 22, 26 の耕地分布



第3図 享保13年における3戸の耕地分布

第2表 耕地分散状況の変化(松阪市古井)

		耕地面積	団地数	1団地 面積
享保 13年	喜左衛門	176.6畝	21	8.4畝
	弥三兵衛	134.2	18	7.5
	喜兵衛	114.3	18	6.4
	平均	142.4	19.0	7.5
明治 8年	農家5	205.1	18	11.4
	農家22	94.6	7	13.4
	農家26	71.6	10	7.6
	平均	123.4	11.7	10.5
昭和 31年	農家5	208.0	12	17.3
	農家22	213.5	14	15.2
	農家26	127.0	8	15.9
	平均	182.8	11.3	16.1

昭和31年の場合、他の字への出作分は除いてある。

畝、明治には一〇・五畝、現在は一六・一畝と、明瞭に大きくなってきており、分散度が軽減してきていることが判る。さらに、このような一団地面積という数値上の変化ばかりでなしに、耕地分布の状況を第2・3図で検討すると、享保一三年には、各家とも、耕地が村域の東端から西端まで、各部分にまんべんなく分布していたのに対して、今では、集落の東にある家の耕地は主として東部に、西にある家の耕地は主として西部に、というように、分布が偏在してきたことが判る。ことに、農地改革まで多くの所有地を持っていた農家5番の場合は、改革後、経営に有利な宅地周辺の田と、耕地整理の行なわれた条件の良い田を手許に残し、きわめて有利

な立場に立っていることが注目されるのである。

筆者が今まで取り上げてきたのは、専ら所有地であつて、経営地ではないが(問題となるのは所有地ではなく、経営地なのであるが)、しかし明治前期、さらに江戸時代の経営地に関する村方全体の資料は、原則として得られない以上、またこの地区で各時期のサンプルにとりあげた事例が、所有地即経営地(そっくりそのままではないにしても)と考えることを敢えて妨げる根拠があまり見当らぬ以上、以上明らかにした所有地の分散状況の変化を以て経営地の分散を類推しても、大きな誤りはないと思われる。すなわち、江戸時代・明治・大正・昭和と時代を下るに従つて、耕地はわ

ずかながらもしだいに集団化の方向に向かってきた、逆に、時代を遡るほど、耕地の分散は著しかった、ということがいえるであろう。

然らば、何故にかつては現在以上に耕地が分散していたのであろうか。本村にはそのことに対して直接に説明を与えるような史料は無いが、その基礎条件として、少なくとも次の二つの事を考慮に入れることができる。

その第一は、耕地分散が「危険分散」の機能を持ったことである。本地区は櫛田川下流低地に位置するため、かつては屢々その氾濫に苦しんだ。この村に残る文化十一年起の「諸色願諸事留帳」には、古井村が櫛田川の堤防決潰のため屢々洪水の害を被ったことが記録されており、たとえば、文化十二年には、

奉願候御事

一松坂御領古井村之儀元来地低之場所ニ而御座候処当六月二十七日之大雨洪水ニ而櫛田川筋所々堤切別而久保村切所水勢強く右堤切之悪水諸方より溢込……数日水漬ニ相成田方立毛甚痛……

と述べて、年貢減免を願ひ出ているが、このような水損に関する願や記録は、慶応四年までの御用留帳の類にはほとんど連年の如く出てくる。そして、洪水の被害は、村のどこでも常に様に蒙るものとは限らない。たとえば万延元年の「松坂領東岸江組古井村本田畑之内歛先年賦極帳」という記録によると、同年五月櫛田川筋の堤切れにより、田畑の地味が押し流され、百姓共は地普請に難渋したので歛先御用捨を願ひ出たところ、十一月に御見分があつて、その結果、計三町五反六畝廿一步の田畑について歛先年賦すなわち免税が認められ（うち一町三反七畝六歩は一ヶ年、一町六反二十七歩は二ヶ年、五反三畝二十四歩は三ヶ年、四畝二十四歩は四ヶ年）その該当田畑が書き上げてある。このように災害の受け方が場所的に不均等であることは、災害が連年ほとんど不可避であつた当時においては、危険分散のための

第3表 明治8年における各農家の耕地の内訳

農家 番号	田			畑			計	
	二毛作 (麦)	二毛作 (菜種)	一毛作	綿	大	豆		
1	74.2	47.8	233.1	2	12.5	2	5.7	373.3
2	43.6	61.8	151.4	4	20.6	1	7.2	284.6
3	23.7	31.0	176.8	2	7.7	—	—	229.2
4	42.0	49.9	120.8	3	7.8	2	4.7	225.2
5	21.5	22.2	157.4	2	3.0	1	1.0	205.1
6	21.1	12.4	160.4	2	5.4	1	1.2	200.5
7	27.2	39.8	112.8	1	2.2	2	5.5	187.5
8	31.7	27.1	114.1	3	9.7	2	2.1	183.7
9	13.5	29.3	126.9	2	7.1	—	—	178.8
10	25.8	—	133.9	2	8.3	1	4.8	172.8
11	26.1	10.4	131.0	1	3.2	1	2.1	172.8
12	14.4	15.3	135.1	1	1.8	1	4.8	171.4
13	21.1	39.9	100.0	2	6.7	1	3.2	170.9
14	24.3	42.2	95.7	1	5.7	—	—	167.6
15	36.9	—	121.5	2	5.6	2	3.4	166.4
16	39.4	24.0	78.4	1	1.7	1	3.5	147.0
17	6.1	26.1	111.9	1	4.1	—	—	137.2
18	—	44.4	69.3	2	4.3	—	—	117.8
19	—	17.9	90.8	1	2.5	1	1.2	112.4
20	15.6	—	76.6	1	3.8	1	0.9	96.9
21	10.3	20.4	63.7	1	1.9	—	—	96.3
22	4.0	8.6	79.3	1	2.7	—	—	94.6
23	—	14.5	72.4	—	—	1	1.3	88.2
24	2.9	—	75.1	1	2.0	—	—	80.0
25	7.7	—	71.9	—	—	—	—	79.6
26	11.2	8.2	49.3	1	2.5	—	—	71.2
27	—	5.9	56.4	—	—	—	—	62.3
28	—	9.5	34.0	1	4.6	1	1.1	49.3
29	—	—	15.6	—	—	—	—	15.6
他	—	4.7	147.6	—	—	—	—	152.3
	544.3	613.4	3272.8	39	137.1	22	53.7	4623.7

他は西野々村より入作など。  
畑欄の綿は地租を綿によって、同じく大豆は大豆によって評価してある畑のことである。前者の方が、より砂質の畑であったと思われる。もとより、ほかの作物も栽培されたであろう。

耕地の分散を余儀ないものにしたと思われるのである。

その第二は、第一とも関連するが、耕地の性状が場所的に異ったことである。明治八年の「地所一筆限地価改帳」には二毛作田・一毛作田の別があり、畑にも二種類があった。各農家所有地の内訳けをみると第3表の如くであつて、見られる通り、完全ではないにしてもある程度バランスを以て各種の田畑を所持している。このことは耕地が分散していなければ成立しなかつたであらう。

以上述べた二つの条件のほかにも種々の条件があつたかと思われるがそれらはあくまで基礎条件であり、耕地分散を現実化するためにはさらに何らかの村落規制の如きものが働いていたと考えられるのであるが（それなしには、第3図で見たような極端な分散は成立し難かつたと考えられるのであるが）、その点をいま具体的には明らかにし得ない。

### 三、草津市吉田の例

第二の事例としてとりあげる吉田は、滋賀県草津市の市街地の北西約一里、琵琶湖々岸まで約六町ばかりの地点にある集落で、もとは常盤村に属し、昭和二九年に草津市に合併された。ここに江戸時代のおもしろい地図がある（後述）というので、大阪学芸大学の宮川満氏のお伴をして、昭和三十一年三月、この村の旧庄屋を訪ねたのが、筆者がここを訪ねた最初であつたが、その後、現在の耕地分散および交換分合のことを調査するために、昭和三十三年の夏に何回かここを訪れた。

ここは典型的な条里制地割の村落であつて、字域は、第4図に示したように、ほぼ条里の「里」の一つ半の範囲におさまっており、さらに「一ノ坪」から「卅六ノ坪」までと、「下一ノ坪」から「下十八ノ坪」までの、数字の坪名

が、現在もなお小字名として残っている（ただし「二十六ノ坪」だけは、現在の土地台帳では「伊吹ノ里」となっているが、これも江戸時代の検地帳には「二十六ノ坪」として出てきている）。耕地は大部分が田であつて、畑はごく僅かしかない。屋敷と畑は、十九、廿、廿一、廿五、廿七、卅二、卅三、下一の八つの坪に集まつていて、そのほかの坪はほとんど田で占められる。この大字の地籍と、大字の農家の経営地とは必ずしも一致していない。南東端の六ノ坪、十二ノ坪のすべてと五ノ坪、十一ノ坪の大部分は、南に隣る大字下笠（旧笠縫村）の農家が耕作しているし、また西の方の下一ノ坪から下十八ノ坪までは、西に隣る大字志那の農家が相当多く入作して、吉田の農家の経営地と交錯している。一方、吉田の農家も、字域の外へ（北および東の方へ）若干出作りしているが、出作地は合わせて一町一反余りで、入作地よりもはるかに少ない。

昭和三〇年現在、吉田の総戸数は五一戸、うち非農家が九戸で、農家は四二戸である。その四二戸の農家の経営耕地は、田三五町一反九畝、畑二町一反九畝（昭和三〇年臨時農業基本調査）であり、田が九四%を占め、畑は六%に過ぎない。一戸当たりの平均経営規模は八反九畝であるが、第4表の如く七反と一町二反の中農層が七割を占めており、五反未満層は兼業農家である。経営規模が比較的平均化された専業農村といひ得る。

ところで、経営耕地の分散状況についてであるが、この地区の場合、畑は各戸とも五畝前後ずつを経営し、一反を越える農家は全くなく、またその分布も限られていた

第4表 経営規模別  
農家数(昭30)

反	反
15~16	1
14~15	1
13~14	1
12~13	2
11~12	5
10~11	9
9~10	3
8~9	5
7~8	7(2)
6~7	0
5~6	0
4~5	2(1)
3~4	5(4)
2~3	1(1)
計	42(8)

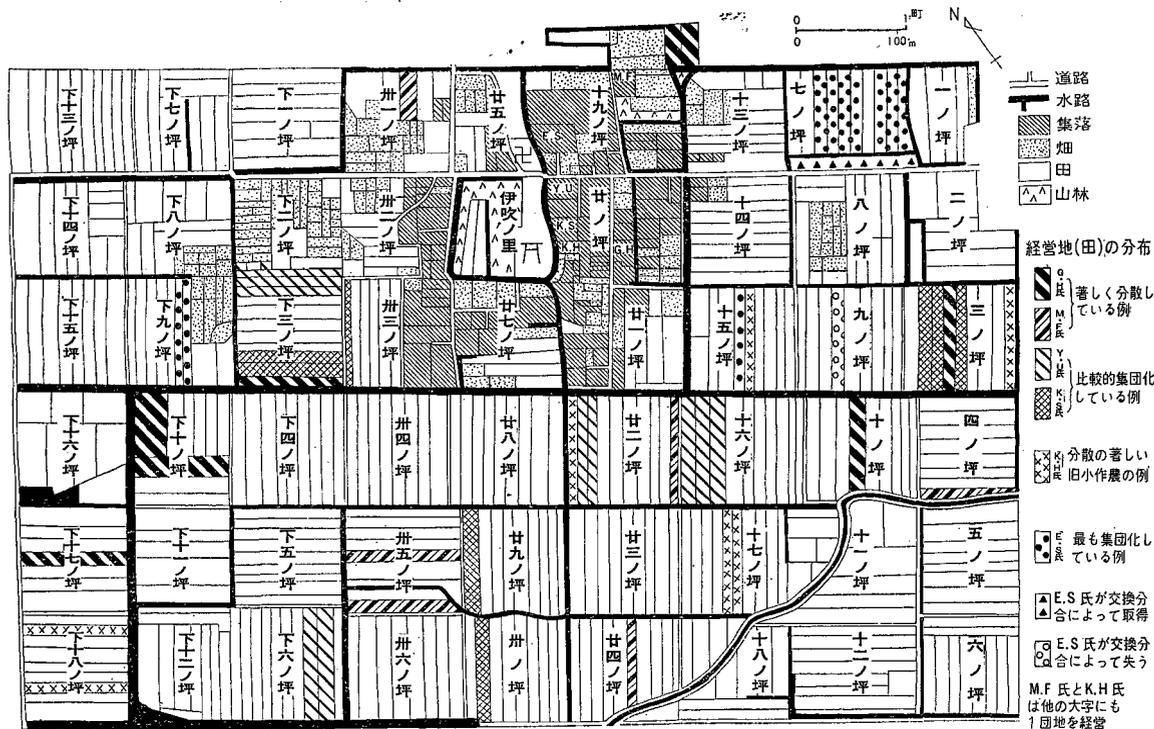
( ) 内兼業農家

年度から二九年度にかけて田の交換分合が行なわれたが、この交換分合は関係農家数一四戸で、他の二八戸は関係せず、きわめて不十分な交換分合であつて、これについては後に述べることにし、ここではとりあえず分合前の状況を見てゆくことにする。

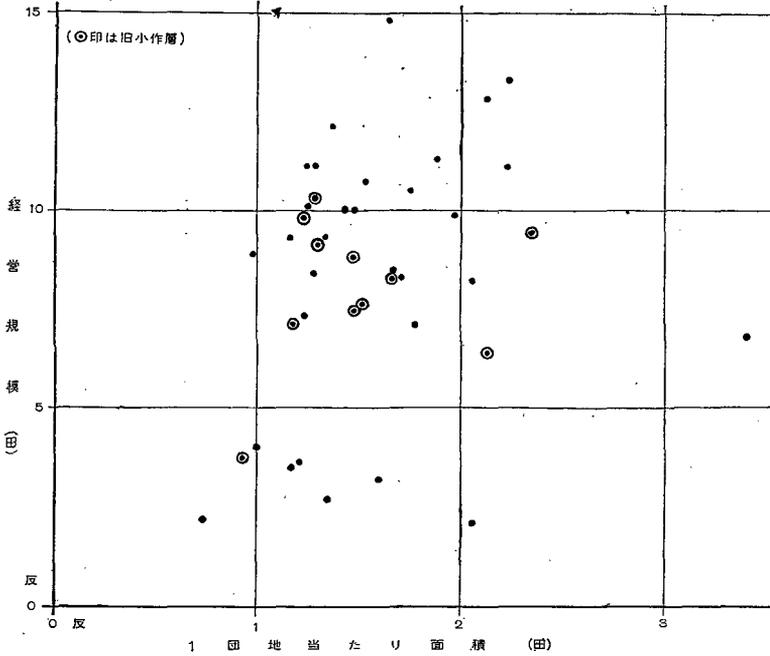
まず、各戸の経営する田を、耕作台帳によつて地籍図上におさえ、それぞれの団地数（他の大字への出作をも考慮に入れて）を数えると、全体で二三四団地、従つて一戸当たり平均団地数は五・五七となり、また一団地当たりの平均面積は一五・〇畝となる。すなわち平均して一反五畝の広さの団地を、五・五七個所に分散させて経営しているわけである。

その具体例をいくつか図示してみよう。この地区の一戸当たり水田面積は平均八反四畝弱であるから、ほぼそれに近い農家の中からG・H氏、M・F氏、Y・U氏、K・S氏の四農家を例にとり上げ、それぞれの経営田の分布を第4図に示した。このうち、G・H氏とM・F氏は著しく分散している例であり、ことにM・F氏の場合は一筆ずつ各所にちらばり、さらに図示のほか他に他の字にも一団地を経営し、あわせて七団地に分散している。一方、Y・U氏、K・S氏は比較的集団化している例である。Y・U氏の場合は二筆か三筆ずつをまとめて、計四団地を経営しており、K・S氏は、六団地であるが、三ノ坪の三筆、廿九ノ坪と卅ノ坪の各一筆、卅三ノ坪の一筆と下三ノ坪の二筆はそれぞれ実質的には一かたまりのものと見做し得るので、もしそう見做せば三団地ということになる。これらの四農家は交換分合に無関係であつたから、分合前後ともこの通りである。

以上の四例は、ともに八反余の平均的規模の農家ばかりであるが、経営規模の大小によつて、分散の度合はどのように異なるかをみるために、第5図を作成した。若干の例外を除き、経営規模が大きくなるほど一団地の面積は大きく



第4図 草津市吉田の概要および6戸の農家の經營耕地(田)の分布(昭和33年)



第5図 経営規模と1団地当たり面積との関係 (交換分合前)

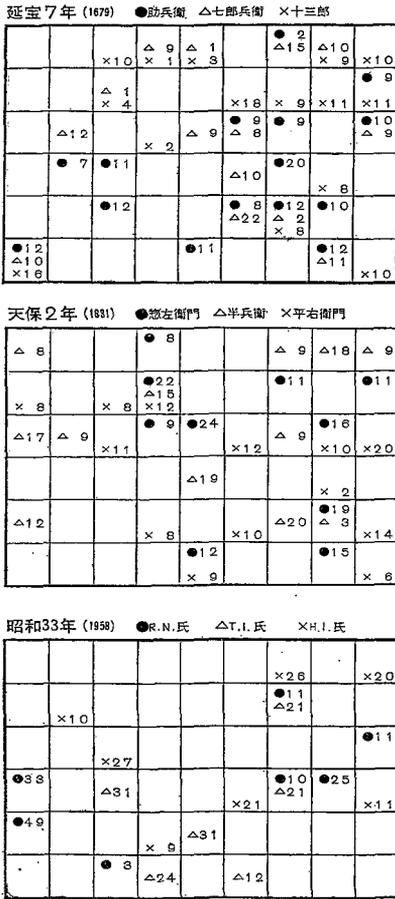
なる傾向がみとめられる。すなわち分散の度合が減少して、耕作の条件が高まっているのであるが、しかしこの傾向はさほど顕著ともいえず、ある程度以上経営耕地面積を増大させるためには団地数も多くならざるを得ず、従って一団地面積もさほど高まっていけないのである。

さらに、農地改革以前の旧地主・旧自作・旧小作でどのように違ふか。いま仮りに農地改革のときに取得した田が、現在の全経営田の半分以上に及ぶものを旧小作層と考えると、そのような旧小作層は一一戸であり、それらの経営規模および一団地面積を第5図で區別して示した。若干の例外を除き、一団地当たりの面積がせまく(すなわち経営規模の割に団地数が多く)、分散度がより著しいことが判明する。また、単に団地数が多いばかりでなく、耕地の場所が、屋敷から遠く離れていて経営上不足なものが少なくない。その代表的なものは、さきの第4図に、「分散の著しい旧小作農の

例」として示したK・H氏の場合である。K・H氏の経営田は、過半が農地改革で売り渡しを受けた旧小作地であり、一筆は現在もなお小作地であるが、その分布は三ノ坪、十五ノ坪、十七ノ坪、廿二ノ坪、下十八ノ坪(二ヶ所)と、いろいろな所に散在し、さらに字外の大字下笠にも一筆経営しており、総面積九反一畝が七団地に分かれ、しかも屋敷から遠い団地が多いのである。

一方さらに、一般的傾向に反して、著しく集団化の進んでいる例として、E・Sの氏のような場合もある。E・S氏の経営田は大部分七ノ坪に集中しており、さらに交換分合の結果、九ノ坪の一筆を手離して七ノ坪にもう一筆を加え、その結果、一一筆の経営田のうち八筆までが七ノ坪に集まっている(第4図)。E・S氏は農地改革以前も地主ではなく、かなり小作面積の多い自小作農であった。分合前から七ノ坪にあった七筆のうち、三筆は戦前からの自作地であったが、三筆はもと小作地で、農地改革の結果売り渡しを受けたものであり、もう一筆は今でも小作地である。E・S氏の耕地が集団化が進んでいるのは、意識的にそうすることに努力した「篤農家」であったからである。農地改革後の今でも、この地区には約一割の小作地があるが、その中には、集団化を目的とした小作(遠くに孤立した団地を他人に貸し、その代りに別の自己の田の隣りを他人から借りるといふような)も幾例か見られる。自作地が少ないから小作しているとはばかりは限らないのである(小規模層は小作農ではなく、兼業農家であつて、むしろ貸付地がある)。

なお先述のように、ここでは昭和二八・二九年度に交換分合が行なわれ、その結果、全体として、一戸当たり団地数は分合前の五・五七団地から五・一五団地に減り、一団地当たり面積は一五・〇畝から一六・三畝に増加しているが、交換分合としてはきわめて不徹底なものであつた。直接関係した農家は結局一四戸に過ぎず、移動率(所有権、賃借権の移動した面積の全面積に対する比率)は九・九%、集団化率(減らすことのできる団地数に対する実際に減らした団地数



第6図 延宝7年、天保2年、昭和33年における3農家の各「坪」における田の分布(延宝・天保は名請地、昭和は経営地、数字の単位は畝、畝未満四捨五入、図は右上端が一ノ坪、左下端が下十八ノ坪)

の割合。本地区の場合、 $\frac{234-216}{234-42} \times 100$ は九・四％に過ぎなかった(農林省は移動率二〇％、集団比率四〇％を目標としている)それは、交換分合の効果が十分に期待し得なかったからである。分合の結果、畜力・機械力の利用を増進したり、労働力を節減——それにより雇傭労働が減少し、他の経営部門(たとえば果樹・酪農など)が拡大——したりする可能性がもしあれば、より徹底した分合が行なわれた筈であるが、本地区にはそういう効果が期待できなかったからである。

以上、現在の分散状況を、種々の面から検討してきたが、つぎに歴史的にその変化を辿ることにしたい。ここには天正一九年、慶長七年、延宝七年、天保二年の検地帳や多くの古地図が残っているが、天正・慶長の検地帳は、いろいろな点で筆者の手に負えぬ面が多いので、延宝七年と天保二年の検地帳をとりあげることにする。ここでは、先述の松阪市古井のように、検地帳の一筆一筆を現在の地図上にあてはめることができないため、各筆の隣接の状況が判

第5表 耕地分散状況の変化(草津市吉田)

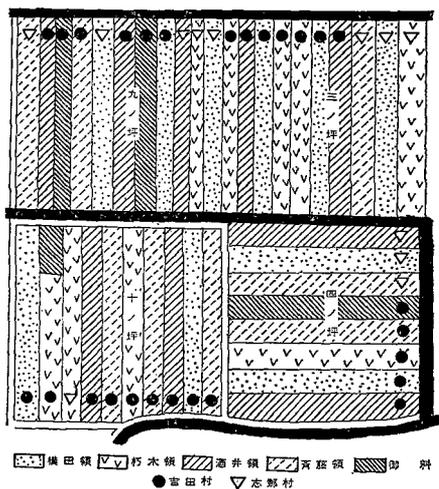
		田の面積	田のある 「坪」数	1「坪」当 り田の面積
延宝7年	助兵衛	1町51畝12歩	15	10畝03歩
	七郎兵衛	1. 27. 17	14	9. 03
	十三郎	1. 26. 06	15	8. 12
	平均	1. 34. 22	14.7	9. 06
天保2年	惣左衛門	1. 47. 09	12	12. 09
	半兵衛	1. 46. 06	13	11. 09
	平右衛門	1. 37. 27	14	9. 26
	平均	1. 43. 24	13.0	11. 07
昭和33年	R · N	1. 41. 16 (1. 40. 25)	7 (8)	20. 07 (17. 18)
	T · I	1. 39. 28	6	23. 10
	H · I	1. 23. 22	6	20. 19
	平均	1. 35. 02	6.2	21. 10

延宝7、天保2は名請地、昭和33は経営地、昭和33のR・Nの欄の( )は、交換分合前の状態を示す。

らない(同一の小字内では検地帳の記載は耕地の排列順序通りであるが、隣の小字の耕地との隣接関係が不明)ので、条里の「坪」(すなわち小字)毎に、各農民の耕地がどの位あったかを示したのが第6図である。比較の便宜上、一町二反一町五反層からそれぞれ三戸を選び、さらに現在についてもほぼ同じ規模のR・N氏、N・I氏、H・I氏の三戸を選んで、どの坪にどれだけ耕地が分布するかを示したわけであるが、延宝よりも天保、さらに現在と、しだいに分散の度合が減少してきている。それを定量化して示すと、第5表の如くである。田の所有(経営)面積はあまり変わらないのに、田の存在する「坪」の数は減少し、一「坪」当たりの田の面積は増加している。延宝と天保との間の変化は僅かであるが、その後現在までの変化はかなり著しいものがある。延宝には、一「坪」当たりの田は、三戸平均九畝六歩、天保には一反一畝二歩に過ぎないが、これは、多くの場合一つの坪に一筆ずつしか保有していなかったことを示している。

このように、ここでも松阪市古井の場合と同じく、時代が下るにつれて、耕地分散度はしだいに減少してきたのである。

然らば江戸時代には、何故にこのように極度に著しい分散が見られたのであろうか。この場合も、それを直接に説明する史料はない。しかし、分散交錯していたの



第7図 天保初年の所領関係

第6表 天保2年の3人の農民の名請地の所領関係

		惣左衛門	半兵衛	平右衛門
		畝歩	畝歩	畝歩
横	田	24. 14	47. 01	41. 11
朽	木	33. 03	29. 22	17. 22
酒	井	40. 01	38. 06	29. 28
齊	藤	30. 21	24. 07	18. 16
御	料	19. 00	7. 00	30. 10
計		147. 09	146. 06	137. 27

天保2年検地帳による

関係も複雑である。中世にはともに「品庄」に属し、近世に入っても両村は完全に分離独立してはなかつたとみえて、吉田村の検地帳にはすべて「近江国栗太郡志那之内吉田村」とある。そのためか、吉田村域にも多くの志那村の住民の保有地

は、単に各農家の耕地ばかりでなく、所領関係も交錯していたのである。天保初年には、この吉田村は御料および酒井・朽木・横田・齊藤氏の入組支配地であったが、それぞれの支配地は村内で互に交錯していた。天保二年の検地帳には一筆毎に領主名を記し、また同じ頃には作られたと思われる地図があつて、やはり一筆毎に領主名を記入してあるが、その図の一部分を示すと第7図の如くであつて、隣り合う各筆はほとんど領主を異にしている。一人の農民がどれか一人の領主に属していたのかというと、そうではないのであつて、第6表に示したように、惣左衛門も半兵衛も平右衛門もともに五領主の土地を少しずつ保有していた。すなわち領主の土地に対する支配と、農民の土地に対する権利とは、互に交錯していたのである。また、西に隣る志那村（琵琶湖岸にあり漁村・港町的な機能をも持っていた）との

があり(第7図にも示したように、吉田村の東端の三ノ坪・四ノ坪にまで志那の人の田がある)、一方志那村の地籍にも吉田村の住民の土地があつたことは、延宝七年の検地帳で確かめられる(延宝七年には志那村の検地帳も残っている。なおこれは「下品村」とある)。一方、今では下笠の農民の経営地が多い五・六・十一・十二ノ坪も、当時はすべて吉田か志那の農民が保有していた。このような所領関係および村と村の關係における交錯状態の上に、各農家の土地の分散交錯が重なつていたわけである。このような複雑な状況は、自然発生的に成立したものは到底思えず、何らかの社会的な力が意識的に作用したものと考へねばならない。その力が具体的にどのようなものであつたかは明らかにし得ないが、それを仮りに封建社会における「耕地分散規制」と呼んでおこ<sup>(16)</sup>う。前述の松阪市古井にみられたような、危険分散および耕地性状の違い(本村の場合には、あまり明瞭にはみとめられない)といった条件が基本にあつたとしても、それに加わるに、耕地を分散させるところの、何らかの封建村落の共同体的規制が、一般的なものとして存在してゐたと考へざるを得ないのである。一般に近世において耕地の割替制度が行なわれたところでは、耕地の分散が現在も著しいのであるが、割替制を支えた原理とある程度の共通するものが、普遍的に見られたと考へられる。そして、これによつて極端なまでに生み出された耕地分散は、低い生産力水準のもとにあつては、災害の危険分散にも直接に役立つたであらうし、さらには織内に見られた田方の稲綿隔年綿作のような商品生産的土地利用形態とも、密接な關係を持つたのである。<sup>(17)</sup>

#### 四、ま と め

以上、松阪市古井と草津市吉田の二集落を例にとつて、現在の耕地分散の状況、および江戸時代、明治から現在に

至る分散状況の変化を検討した。

現在の分散状況については、経営規模の大小や、農地改革前の地主・小作などによってかなり違いがあることを明らかにし得た。

しかし、全般的には、江戸時代以降、時代が下るにつれて、分散度はしだいに緩和されてきている。すなわち、江戸時代には、一層甚だしく分散していたのであって、現在の分散の理由は、まず第一に、このような歴史的な由来に求めねばならぬことが明らかになった。

江戸時代の分散の要因としては、災害の危険分散という目的および耕地性状の差が、当時の生産力水準では、耕地分散を余儀なくした点が認められるが（とくに古井の場合）、しかしそれに加えるに、当時の一般的な「耕地分散規制」ともいふべき村落規制の存在が推定される。

註(1) 「農地の集団化について」(農林省農地局管理課、昭和三二年) 所収の昭和二四年国税庁年報の数値による。

(2) 「昭和二八年冬期土地利用統計表」(農林省統計調査部、昭和三〇年)

(3) 農林省統計調査部の資料による。

(4) 耕地分散の全国的概要とその要因については、岡本兼佳「村落形態と経営耕地」立正大学部論叢八号、昭和三三年

(5) 松井武敏「村落の地理」(『現代地理講座』第四卷、昭和三一年、所収)。また、散村とその耕地については、石田竜次郎「散村とその耕地——とらなみ賞書」一橋論叢二二卷六号、昭和二四年、および大阪市立大学地理学教室「礪波散村の研究——鷹栖村」人文研究五卷九号、昭和二九年、など。

(6) E・H・ジャコビー編、梶田勝訳『ヨーロッパにおける土地集団化』昭和三〇年、西川治「フルールベライニグシクによる農村景観の更新」辻村太郎先生古稀記念地理学論文集、昭和三六年

(7) 吉田義信「集落と耕地の交換分合——米沢盆地中郡村における」(『現代地理講座』第四卷、昭和三一年、所収) など

(8) 白井義彦「耕地整備からみた信濃川下流の農村」人文地理一四卷二号、昭和三七年、白井義彦「広島県における耕地整

- 備」地理学評論三五卷三号、昭和三七年
- (9) 『分散耕地集団化に関する実証的研究』(農林省岡山農地事務局、昭和二九年)
- (10) 「前掲(4)」
- (11) その成果は、藤岡謙二郎編『河合の歴史地理』昭和三三年、所収。なお、この古井付近の全般的な状況については、同書第一部「榑田川」を参照いただきたい。
- (12) 松阪市古井、松井精一氏蔵。文書利用に当たってご厄介になった同氏に、厚く謝意を表す。
- (13) この点については、拙稿「榑田川下流部における農業」(『前掲(11)』一三〇～一四四頁)
- (14) この検地帳については、すでに和崎皓三「伊勢農業史序説」(『日本農業発達史』第二卷、昭和二九年)の中で分析が加えられている。それによると、この検地帳の登録人は五六人(うち屋敷所持四六人)で明治前期の二九戸よりもはるかに多く、また階層分化もかなり進んでいる。なお、松井家所蔵の文化年間以後の「諸色願諸事留帳」の類をみると、文化年間末には家数三三軒、慶応には二九軒になっている。
- (15) 草津市吉田、吉田浪子夫人蔵。なお、これらの検地帳については、宮川満氏が検討を加えている——「湖東平野南部の総合調査」地理学評論二六卷六号、昭和二八年、のうち、宮川満「中近世の村落」。これらの検地帳は、宮川氏が筆写しておられたカードを利用していただいた。また地図の筆写に当たっては、友人島田正彦氏の助力を得た。厚く謝意を表す。
- (16) 山田舜氏は近世における耕地所有形態を「近世的零細錯圃」として特色づけ、その形成の要因を中世名主の自己分裂の過程に求めており(山田舜『日本封建制の構造分析』昭和三一年、六五頁)、また星林惇氏は「分散零細耕地形状」を「耕地Ⅱ耕作強制」を中軸とする共同体的規制から説明している(星林惇『日本農業構造の分析』昭和三〇年、八八～九三頁)。
- (17) 拙稿「土地利用の歴史地理」(奈良女子大学地理学教室『奈良盆地』昭和三六年、所収)